

呉市脱炭素社会推進重点対策加速化事業
家庭用燃料電池設置費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、呉市における脱炭素社会を推進するため、市内で家庭用燃料電池を設置する市民に対し、環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）」を活用し、予算の範囲内において市が補助金を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 この要綱に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）及びこの要綱の規定を遵守するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の事項に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭用燃料電池 都市ガス又はLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させる設備をいう。
- (2) 住宅 本市の区域内に存する戸建ての居住専用住宅をいう。

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付対象となる家庭用燃料電池（以下「補助対象機器」という。）は、次の事項に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 第7条の規定による補助金の交付申請をする日において一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に機器登録されている製品であること。
- (2) 商用化され、導入実績があるものであること。
- (3) 中古設備でないこと。
- (4) リース設備でないこと。
- (5) 別表第1に定める法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (6) 導入する補助対象機器の価格（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く）が21万円以上であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の設置に要する費用のうち、別表第2に規定する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、21万円とする。

(補助金の交付対象者)

第7条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全

て満たす個人とする。

- (1) 第12条の規定による補助金の実績報告書の提出時点（以下「実績報告時点」という。）において、補助対象機器を設置する住宅を自ら所有し、及び居住している者
 - (2) 実績報告時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (3) 市税の滞納がない者
 - (4) 補助対象機器について、当該補助金以外の補助金等を受けていない、若しくは受ける予定がない者
 - (5) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- （補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用燃料電池設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象機器の設置に係る見積書
 - (2) 見積書の内訳書（様式第2号）
 - (3) 補助対象機器の設置場所（住宅平面図）及び付近の見取図
 - (4) 設置工事着手前の現況写真（住宅全景、設備設置予定場所）
 - (5) 補助対象機器の仕様等が確認できる書類（カタログ、パンフレット等）
 - (6) 誓約書（様式第3号）
 - (7) 補助対象機器を設置する住宅の不動産登記事項証明書（申請時に当該住宅を所有する者に限る。次号において同じ。）
 - (8) 同意書（様式第4号）（申請者以外に当該住宅の所有権を有する者がいる場合に限る。）
 - (9) 世帯全員の住民票の写し
- 2 申請者は、施工業者の選定に当たっては、複数者から見積書を徴取し、比較を行うよう努めるものとする。
- 3 市長は、別に定める申請受付期間内において、先着順に第1項で規定する交付申請書を受け付けるものとする。
- 4 前項に規定する受付期間内であっても、当該年度に申請を受け付けた補助申請額が、当該年度の予算額に達した場合は、当該達した日（以下「受付終了日」という。）をもって受付を終了する。この場合において、受付終了日に受け付けた申請書については、抽選により、受け付ける順番を決定する。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により交付申請書が提出された場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは家庭用燃料電池設置費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、適当でないと認めたときは家庭用燃料電池設置費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第10条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた後でなければ、補助対象機器の設置（以下「補助事業」という。）に着手してはならない。この場合にお

いて、契約の締結は、補助事業に着手したものとみなす。

（変更等の承認申請）

第 11 条 第 9 条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）は、当該決定通知を受けた後に補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは取下げをしようとするときは、あらかじめ家庭用燃料電池設置費補助金計画（変更・中止）承認申請書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、家庭用燃料電池設置費補助金計画（変更・中止）承認通知書（様式第 8 号）により被交付決定者に通知するものとする。

3 被交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該補助事業の完了予定日を変更しようとするときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条 被交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了した日から 30 日を経過する日又は当該年度（第 9 条の規定により補助金の交付決定を行った年度をいう。）の 2 月末日（その日が休日（呉市の休日を定める条例（平成元年呉市条例第 35 号）第 1 条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日の前日とする。）のいずれか早い日までに、家庭用燃料電池設置費補助金実績報告書（様式第 9 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）補助対象機器の設置に係る契約書及び領収書の写し

（2）領収書の内訳書（様式第 10 号）

（3）補助対象機器の保証書の写し（製造事業者が発行したもの）

（4）補助対象機器の設置状況を把握できる写真（住宅全景、遠景、近景〔設置前・後〕、銘板）

（補助金の額の確定及び決定の通知）

第 13 条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出された場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定して家庭用燃料電池設置費補助金交付金額確定通知書（様式第 11 号）により、被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 14 条 被交付決定者は、前条の規定による確定通知書の受領後に、家庭用燃料電池設置費補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出するものとし、市長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の額の再確定）

第 15 条 被交付決定者は、第 13 条の規定による確定通知書の受領後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 12 条に準じて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、第 13 条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

3 市長は、被交付決定者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、前項の請求の日から20日以内とする。

(交付決定の取消等)

第16条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 補助事業の全部又は一部の中止の申請があった場合

(3) 補助金の交付決定に付した条件に違反した場合

(4) この要綱に違反した場合

(5) 天変地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により、補助事業を遂行することができないと市長が判断した場合

2 市長は前項の取消しを行う場合は、家庭用燃料電池設置費補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により、被交付決定者に通知するものとする。

3 市長は前2項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。

4 前項の補助金の返還期間は、前項の請求の日から20日以内とする。

(取得財産の管理義務)

第17条 被交付決定者は、補助事業により取得した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分等の制限)

第18条 被交付決定者は、別表第1に定める法定耐用年数の期間内において、補助事業により取得した補助対象設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、破棄し、又は担保に供する(以下「財産処分等」という。)ときは、あらかじめ家庭用燃料電池設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第14号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めたときは、家庭用燃料電池設置費補助金財産処分等承認通知書(様式第15号)により、被交付決定者に通知するものとする。この場合において、承認に関する基準については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会課長通知。以下「承認基準」という。)の規定に準じるものとする。

(報告・検査)

第19条 市長は補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、被交付決定者に対して補助事業の状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことが

できる。

（発生された電力量等の報告）

第20条 被交付決定者は、補助対象機器により発生された電力量の実績について、家庭用燃料電池設置費補助金発生電力量等報告書（様式第16号）により市長に報告しなければならない。

（関係書類の保管義務）

第21条 被交付決定者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、別表第1に定める補助対象機器の法定耐用年数を経過するまで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（手続の代行）

第22条 申請者は、補助金に係る手続等について、第三者（以下「代行者」という。）に委任することができる。

2 申請者が前項の規定により代行者を選任し、委任する場合は、委任状（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年7月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和6年5月10日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年5月1日から実施する。

別表第1（第4条、第18条、第21条関係）法定耐用年数

補助対象機器	法定耐用年数
燃料電池	6年

別表第2（第4条関係）補助対象経費

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること）
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費